

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、宇陀市及び曽爾村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和七年四月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

宇陀市

曽爾村

二 調査を行った期間

宇陀市 令和五年四月一日から令和六年八月七日まで

曽爾村 平成二十七年四月一日から令和三年九月二十七日まで

三 成果の名称

宇陀市大字陀白鳥居の一部の地籍図及び地籍簿

曽爾村大字今井の一部の地籍図及び地籍簿

曽爾村大字葛の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀市大字陀白鳥居の一部の地域

宇陀郡曽爾村大字今井及び大字葛の各一部の地域

五 認証年月日

令和七年二月二十六日